

Title	戦争末期の「学徒出陣」
Sub Title	
Author	西山, 伸(Nishiyama, Shin)
Publisher	慶應義塾福沢研究センター
Publication year	2019
Jtitle	近代日本研究 (Bulletin of modern Japanese studies). Vol.35, (2018.), p.1- 26
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	特集：学徒出陣七五年
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN10005325-20180000-0001

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

戦争末期の「学徒出陣」

西山伸

はじめに

一九九〇年代半ば以降、いくつかの大学で行われるようになった学徒出陣⁽¹⁾に関する調査・研究には、大きく分けて二つの方向性があった。その一つは、その大学における出陣学徒数、卒業生を含む戦没者数の調査であり、もう一つは体験者の聞き取り調査であった。特に前者については、学籍簿などの学内資料を使ったかなり厳密な調査が行われており、そうした数値を利用して、在学徴集猶予停止による一九四三年一二月のいわゆる一斉入隊者の数については推計値なども出されるようになって⁽²⁾いる。

その一方、一斉入隊以後の実態については後述する一部の大学以外は本格的な調査はあまりされていない。

また、これまで刊行されている学徒兵を扱ったすぐれた研究⁽³⁾でも、分析された学徒兵は一斉入隊あるいはそれ以前の入隊者であつて、以後の入隊者の実態分析は行われていない。特攻死を含む悲惨な戦死を遂げた学徒兵の大部分が一斉入隊あるいはそれ以前の入隊者なので、当然と言えばそうであるが、こうした研究動向は一斉入隊以後の学徒出陣に目が向きにくい状況を作り出しているとも言えよう。

そこで本稿では、一斉入隊終了から敗戦までの間における高等教育機関在学者の陸海軍入隊を「戦争末期の「学徒出陣」と一括してとらえ、その制度、実態等を説明していくことにする。

一 制度

(一) 徴兵適齢の引き下げ

学徒の一斉入隊から間もない一九四三年二月二四日に公布された「徴兵適齢臨時特例」(勅令第九三九号)によつて、従来満二〇歳であつた徴兵適齢が満一九歳に引き下げられた。

同令の条文は次のとおりである。

兵役法第二十四条ノ二ノ規定ニ依リ当分ノ内同法第二十三条第一項及第二十四条ニ規定スル年齢ハ之ヲ十
九歳ニ変更ス

ここで言うところの「兵役法第二十四条ノ二ノ規定」とは、この前年の一九四二年二月一八日に公布された「兵役法及其通法中改正法律」（法律第一六号）で改正された規定であつて、そこでは「前二条ニ規定スル年齢及時期ハ戦時又ハ事変ノ際其ノ他特ニ必要アル場合ニ於テハ勅令ノ定ムル所ニ依リ之ヲ変更スルコトヲ得」と定められた。「前二条」とは、兵役法で徴兵適齢を定めた第二三条および戸主による適齢に達した家族の届出義務を定めた第二四条を指している。つまり、このときの法律改正によって、「戦時又ハ事変ノ際其ノ他特ニ必要アル場合」においては、勅令によつて徴兵適齢を変更することが可能となり、その規定が適用されたのが「徴兵適齢臨時特例」であつた。

この時期の徴兵適齢引き下げが、更なる動員の強化を目的としていたことは間違いない。これについての陸軍省による公式の説明では、「これは決戦完勝の態勢を更に強化するため、軍に新鋭な威力を加えて、軍戦力の飛躍的向上を図り、また戦局の進展に即応するため、精鋭な兵員を余分に準備するといふのが軍事上の主な目的です」とされ、「今回の措置は、あくまでも臨時の特例」であり「これは法律の改正ではなく、一時的の変更で、変更の必要性が解消すれば、臨時特例は廃止され、兵役法の規定通りに行はれるわけです」と一時的な措置であることを強調していた。しかし同時に「但し、今回の措置が短期的であるといふのではなく、また一旦低下した徴兵適齢が諸般の関係上、永久にそのまゝにした方が適当であるといふことになれば、兵役法の改正といふことが問題になるわけです」⁽⁴⁾と、恒久化される可能性についても述べられていた。

実は、徴兵適齢の引き下げについては過去にも議論されたことがあり、陸軍はこれに必ずしも積極的ではなかつた。一九三九年第七回帝国議会において、徴集延期期間を短縮する兵役法の改正が議論されたが、その折に立憲政友会の伊東岩男は二月一五日の衆議院で次のように質問していた。

私ノ見ル所ニ依リマス、斯ル消極的ナ改正デ、此ノ変転極リナキ国際情勢ノ変化ニ即応致シマス所ノ、新作戦上ノ兵力確保ニ十分ナル確信ガアルカドウカト云フ点デアリマス、何故ニ此ノ際モウ一步ヲ進メテ積極的ナ大改正ヲ御断行ニナラナカッタノデアルカト云フ此ノ点デアリマス、而シテ我国ニ於キマシテハ精兵第一主義ヲ採ツテ居ルノデアリマスガ、此ノ見地カラ適齡年齢ノ低下ヲ主張スルモノデアリマス、軍ノ御考ハドウデアルカ⁽⁵⁾

これに対して板垣征四郎陸軍大臣は次のように答弁していた。

現行ノ兵役法ニ於キマシテハ、満二十歳ヲ以テ諸般ノ兵業ニ服セシムルト云フ見地カラ、此ノ年齢ガ最モ適當デアルト考ヘテ居ルノデアリマス、随テ今直チニ之ヲ改正スル考ハナイノデアリマスガ、之ヲ改正スルト致シマシテ偕テ十九ガ宜イカ、或ハ十八ガ宜イカト云フヤウナコトハ、是ハ最モ慎重ニ研究ヲシナケレバナラヌ問題デアルト考ヘルノデアリマス⁽⁶⁾

陸軍としては、将来的な年齢低下には含みを持たせつつも、少なくともこの時点での徴兵適齡引き下げは考えていなかったと言える。

また、一九四三年度の新兵徴集について、海軍は従来の陸軍との協定以上の人員を求め、それとともに徴兵適齡の低下を要求したのに対して、陸軍省軍務局は「適齡低下は一時的に徴集兵員を増加取得し得る利点はあるが、その効果は一時的にとどまり一度これを実施すればほとんど恒久的となり旧に復し得ない。日本人の心

表1 京都帝国大学における入学者の年齢（1943年度）

	法学部	医学部	工学部	文学部	理学部	経済学部	農学部	計
満17歳1日以上 満18歳以下	0	0	0	0	21	0	0	21
満18歳1日以上 満19歳以下	49	22	66	15	31	47	0	230
満19歳1日以上 満20歳以下	130	38	143	35	27	102	35	510
満20歳1日以上 満21歳以下	153	54	119	36	12	93	51	518
満21歳1日以上 満22歳以下	114	39	48	16	4	36	26	283
満22歳1日以上 満23歳以下	136	12	12	9	2	10	14	195
満23歳ヲ 超ユル者	7	10	10	15	6	5	24	77
計	589	175	398	126	103	293	150	1834

- ・「学事年報資料綴 自昭和十八年至同十九年」（京都大学大学図書館所蔵、識別番号MP00272）より作成。
- ・朝鮮人・台湾人・中国人等は含めていない。

身の発育、体力と兵業との関係、国民教育との関係、成年を一基準とする現行諸法制との関係等、恒久的施策としての事前の深刻な検討と、周到な調整とを必要とし「軽々に発足できない」と、⁽⁷⁾ ここでも反対していた。

このように積極的ではなかった陸軍が徴兵適齢引き下げに踏み切るにあたって「事前の深刻な検討と、周到な調整」を行ったかは定かではないが、もはや戦局が猶予ならないところまで来ているとの認識を持つに至ったのであろう。

この徴兵適齢引き下げが高等教育機関に与えた影響は小さくなかったと思われる。これにより各高等教育機関から満一九歳の学徒がどれだけ徴集されたかという直接の調査は管見の限り見当たらない。影響を推測する手がかりとして一九四三年一〇月における京都帝国大学入学者の年齢を【表1】に示したが、これによると入学時の年齢でいえば「満一九歳一日以上満二〇歳以下」の五

一〇名が、新たに徴兵適齢に組み入れられることになる。以後、各教育機関からの入隊者は大幅に増加したことが推測される。

(二) 入営対象の拡大

一九四三年一〇月二日公布の「在学徴集延期臨時特例」(勅令第七五五号)によって、徴兵適齢以上の在学者の徴集猶予が停止されたが、その際徴集猶予は停止となったものの、入営が延期となった学校(学部・学科)があったことはよく知られている。そのことを規定しているのは同年一月一三日公布の「修学継続ノ為ノ入営延期等ニ関スル件」(陸軍省令第五四号)であった。同令第一条には次のように記されている。

陸軍大臣ノ指定スル学校ニ在学スル者現役兵トシテ入営スベキ場合ニハ兵役法第四十五条ノ二ノ規定ニ依リ其ノ入営ヲ延期ス

前項ノ学校ノ指定ハ左ニ掲グル学校又ハ其ノ科ニ付之ヲ行ヒ且之ヲ告示ス

一 大学令ニ依ル大学院又ハ研究科、大学令ニ依ル大学々部、大学令ニ依ル大学予科、専門学校、高等学校、高等科、高等師範学校、師範学校、臨時教育養成所、実業学校教員養成所及青年学校教員養成所

二 宮内大臣、文部大臣以外ノ各省大臣、朝鮮総督、台湾総督、満洲国駐劄特命全權大使又ハ樺太庁長官ノ所轄学校ニシテ前号ニ掲グル学校ニ準ズル学校

三 前二号ニ掲グル以外ノ学校ニシテ特ニ必要ト認ムルモノ

そして、右に述べられている「陸軍大臣ノ指定スル学校」については、別に同日公布の「入営（召集）ヲ延期スベキ学校及入営（召集）ヲ延期スベキ期間」（陸軍省告示第五四号）によって示されていた。ここで告示されたのは、大学院・研究科、理工医系の大学学部、農学部の一部、高等学校高等科の理科、理工医系の大学予科、理工医農および体育系の専門学校、高等師範学校、師範学校、各種の教員養成所、そして宮内省・農商務省・運輸通信省・朝鮮総督府・台湾総督府・関東局所管の同種の学校であった。これらの学校の在学者は、一定の年齢まで引き続き入営を延期されることになったわけである。

この一連の規定が改正されるのが一九四五年二月である。二月八日公布の「昭和十八年陸軍省令第五十四号中改正」（陸軍省令第六号）では、前掲の条文第一条第一項中「大学令ニ依ル大学予科、専門学校、高等学校、高等師範学校、師範学校、臨時教員養成所及青年師範学校」を「医学専門学校及高等師範学校理科」に改正するとされた。つまり、理工系大学予科、医学以外の専門学校、高等師範学校の文科、師範学校および各種の教員養成所の在学者が、この法令の施行（公布と同日）によって入営延期から外れることになったのである。

ただ、これには例外の規定があった。同令の附則第三項に「本令施行ニ依リ新ニ入営ヲ延期セラレザルニ至リタル学校中特ニ陸軍大臣ノ指定スル学校ニ現ニ在学スル者ノ当該学校ニ在学スル間及高等学校高等科及大学予科ニ在学シアル者ニシテ入営（召集）ヲ延期スベキ上級学校ニ入学シタル場合ノ入営延期ニ関シテハ仍従前ノ規定ニ依ルモノトシ陸軍大臣ノ指定スル学校ハ之ヲ告示ス」とあるように、陸軍大臣が別に指定した学校の在学者については、卒業までは従前の規定によることになっていた。

そして、その陸軍大臣指定の学校は同じく二月八日公布の「入営（召集）ヲ延期スベキ学校及入営（召集）

ヲ延期スベキ期間」(陸軍省告示第四号)で公表された。同告示の附則に指定の学校が列挙されていて、そこには北海道帝国大学農学部畜産科、高等学校高等科の理科、理工系の大学予科、理工医農系の専門学校、工業教員養成所および宮内省・農商務省・運輸通信省・朝鮮総督府・台湾総督府・関東局所管の同種の学校などの名称が並んでいる。

このときの入営延期に関する複雑な規定をまとめると次のようになる。⁽¹⁰⁾

① 従来は入営延期だったが、一九四五年四月一日から延期が停止される学校

・ 文理科大学文科、高等師範学校文科、師範学校、青年師範学校、実業学校教員養成所(工業教員養成所を除く)、臨時教員養成所、体育専門学校

・ 昨年三月以降新設の理工系専門学校および法文系から理工系に転換した学校・理工系・歯科・薬剤・獣医専門学校の一部

② 在学生は入営延期だが、一九四五年四月の新生から延期が停止される学校

・ 高等学校理科、大学予科、従来からある理工系専門学校、歯科・薬剤・獣医専門学校の大部分

③ 引き続き入営延期の学校

・ 大学院・研究科の特別研究生
・ 大学医学部、医科大学、医学専門学校、専門学校医学科
・ 大学の理工学部、工業大学、農学部の農芸化学・農林化学・水産学・獣医畜産科等
・ 高等師範学校理科

この中で特に影響が大きかったのは師範学校で、従来入営延期だったものが、この改正で全面的に延期が停止

となった。戦後刊行された沿革史の中には、その経緯について触れたものもある⁽¹²⁾。陸海軍ともこの時期、師範学校をはじめとした教員養成系の諸学校の学徒を主な対象に募集を行っているのは後述のとおりである。

二 陸軍の対応

(一) 特別甲種幹部候補生

陸軍は、一九四四年五月六日公布の「陸軍兵科及経理部予備役将校補充及服役臨時特例」(勅令第三七二号)によって、特別甲種幹部候補生(以下「特甲幹」と表記)の制度を新設した。これは、大学・専門学校などの高等教育機関在学者・卒業者(詳細は後述)を対象に、一定期間特甲幹として訓練したのち、兵科あるいは経理部の予備役将校に任用しようとするものであった。特甲幹として採用されると、直ちに伍長の階級を与えられ各地の陸軍予備士官学校あるいは陸軍経理学校に入校して将校として必要な教育を受けることとされた。さらに入校後六カ月で軍曹になり、一年後には各部隊に配当されて訓練、配当二カ月後には曹長に進み見習士官に命じられることとされた。各部隊での訓練は六カ月を予定されたので、合計一年六カ月の訓練後予備役将校としての任務に就くはずであった。

特甲幹新設の目的は「予備役初級将校の中堅となるべき者の資質を向上するとともに、急速多量にこれを補充するため⁽¹³⁾」と説明された。従来陸軍では、高等教育機関在学者・卒業者を対象とする幹部候補生制度においても、対象者は必ず各部隊に入隊させ、一定期間兵として訓練し内務班での生活を経験させてから採用してい

たのだが、今回の特甲幹で初めて兵としての経験のないまま下士官として採用し、予備役将校に任用する制度を設けたのであった。以前からそうした方法をとっていた海軍の予備学生制度（一九四三年一二月の一斉入隊組に限り例外的に最初海兵団で二等水兵として訓練を受けさせた）に合わせたとも言えるが、何よりも予備役将校を少しでも早く養成する必要があるがこの制度を生んだと言えるであろう。

募集に関する具体的な要領は、五月一〇日公布の陸軍省告示第一七号によって公表された。これによると、志願者の資格は大学学部・大学予科・高等学校高等科・専門学校・高等師範学校に「概ね一年以上」在学、師範学校本科・青年師範学校卒業あるいは一九四四年九月卒業予定とされた。師範学校と青年師範学校のみ卒業（見込を含む）を資格とした理由について、新聞に掲載された陸軍省兵備課の中島少佐の談話によると「国民学校訓導を確保するためである、訓導養成のためには師範学校在学生にたいし徴集延期の恩典が与へられてゐるが、その学生が在学中に志願するといふことは教育者確保の本質に反する訳だから訓導の資格を得てから志願し、将来は本分たる国民教育に携はり得るやうにしたためである」とされて⁽¹⁴⁾いた。また、採用にあたっての検査は、六月下旬に身体検査、七月下旬に軍事学および作文を課す学科試験と口頭試問を行うと公表された。この検査について、前述の中島少佐は同じ談話で「軍事学」といつてもむづかしく考へる必要はない。学校で習つた軍事常識の程度である。採用検査は人物検査に重きを置く。要するに初級幹部として部下を統率指揮し得る人物であるかどうかを見るわけである」と述べて⁽¹⁵⁾いた。

特甲幹に採用された者は一九四四年一〇月に各地の陸軍予備士官学校に入校した。彼らの最終学歴は、帝国大学から師範学校までさまざまであった。特甲幹全体の集計は管見の限り存在しないためごく一部の例示に過ぎないが、豊橋第一陸軍予備士官学校入校者の中で戦没者としてまとめられている三九名の学歴を見ると、帝

国大学（東京・京都）六、官立大学（神宮皇學館）一、私立大学（早稲田・明治など）七、官立大学予科（東京商科）一、専門学校（天理語学・三重高等農林など）六、師範学校（岐阜・福井など）一四、青年師範学校（滋賀など）四となっている⁽¹⁶⁾。師範学校と青年師範学校は卒業者を採用していることは前述したが、専門学校についても卒業後就職してから採用される例が少なくなかったようである⁽¹⁷⁾。

こうして入校した彼らだが、従来の幹部候補生に比べて資質においては劣っていたと言わざるを得ない。自身も幹部候補生出身で（一九三九年四月盛岡陸軍予備士官学校入校の第三期生）前橋陸軍予備士官学校で特甲幹の教育に当たった古志重信は、「相当期間軍隊に於て教育され、数度の試験に合格して入校する甲種幹部候補生と異り、特別幹部候補生は教育期間を短縮する為、一般学校から（大学専門学校）直接学徒として本校に入校してくるので、入校時には全く初年兵と同じであり、短期間に第一線の指揮官として初級将校に仕上げるのは並大抵のことではありませんでした」「甲幹に比較して体力が低く病人が多く、学校の指示に基づき各中隊に保育区隊（第一区隊）を設け訓練に若干の苦心を加えました」と、回想している⁽¹⁸⁾。実際、法政大学予科在学中に豊橋第二陸軍予備士官学校に特甲幹として入校した坂本一郎によると、訓練の最初の一〇日ほどは「大学の予科や中学でやった、気をつけとか敬礼とか」だったという⁽¹⁹⁾。また、前橋陸軍予備士官学校においては、一九四五年二月に発熱患者が続出したため、約一カ月訓練の「特別処置」を実施していた⁽²⁰⁾。

そうしたなか、前橋陸軍予備士官学校では一九四五年四月に特攻隊要員の募集が行われた。古渡洸の証言によると、中隊長が全生徒を講堂に集め「非常に不利となって来た今の戦局を語り特攻隊を募集」したという。そして「特攻隊には三種ありて航空特攻、陸上特攻、水上特攻なり。どうしても応募出来ない者は理由を書けと云ふのであった⁽²¹⁾」という。特攻隊志願者を具体的にどの部隊に編成するか、この段階で決まっていたとは思

えない（特に航空特攻）が、特攻隊要員の募集は豊橋第一陸軍予備士官学校でも一九四五年六月初めに行われたという証言⁽²²⁾もあり、恐らくはどの陸軍予備士官学校でも実施されたのであろう。

前述したように、陸軍予備士官学校における特甲幹の教育訓練は一年間を予定していたが、戦局が逼迫する状況下、四カ月短縮され、六月上旬には卒業してそれぞれの部隊に異動することになった。異動先はさまざまであったが、基本的には国内で本土防衛の任務に就く者が多かつたと考えられる。なお、豊橋第一陸軍予備士官学校卒業者のうち約二〇〇名は、八月上旬に広島で集合教育を受けているさなかに被曝し四〇余名が死亡している⁽²³⁾。

以上紹介したのは特甲幹の第一期生であり、次の第二期生が一九四五年二月八日公布の陸軍省告示第三号で、続いて第三期生が同年四月一六日公布の陸軍省告示第一六号で募集が公表された。このうち前者は、すでに述べた二月八日の陸軍省令第六号によって入営延期が停止となる学校を対象としており、具体的には師範学校と青年師範学校が中心だったと考えられる。第二期生は第一期生と入れ替わって六月に陸軍予備士官学校に入校、第三期生は八月に入校したが、いずれも教育訓練中に敗戦を迎えている。

（二）特別操縦見習士官

一九四三年七月に創設された陸軍特別操縦見習士官（以下「特操」と表記）は、一斉入隊組の第二期を経て、一九四四年三月一三日公布の陸軍省告示第九号によって第三期生の募集が公表された。志願者の資格は、大学学部・大学予科・高等学校高等科・専門学校・高等師範学校に在学した者で、四月から五月にかけて身体検査、口頭試問、「簡単ナル筆記考査」によって採用を決定するとされた。

その結果合計約三一〇〇名が採用されたが、そのうち約一五〇〇名は一九四三年一二月入隊で翌年二月に特操第二期採用が決まっていたが、諸般の事情により延期されていた者で、今回の募集に応じて採用されたのは約一六〇〇名であった。⁽²⁴⁾ 彼らは熊谷、宇都宮、仙台の陸軍飛行学校地上教育隊に入校、その後内地に残った者と南方要員とに分かれ、後者はジャワ、シンガポール、台湾などに移った。その後の配置の全容は不明であるが、操縦以外の飛行勤務、地上勤務、あるいは南方で兵科見習士官となり謀略要員となった者もいるようである。

三 海軍の対応

(一) 飛行科予備学生・生徒

一九四四年三月一七日公布の海軍省告示第六号によって、海軍見習尉官および海軍予備学生・予備生徒の募集が公表された。前述の特操第三期の募集公表に遅れること四日であった。

予備学生志願者の資格は大学学部、大学予科、高等学校高等科および専門学校の卒業者であることとされ、これは前年五月に募集された予備学生（飛行科第一三期、兵科第三期）と同じであった。また、予備生徒志願者の資格は大学予科、高等学校高等科および専門学校の在学者とされた。志願者は一九四四年五月に身体検査と筆答試験・口頭試問を受け、合格者は直接入隊した。一九四三年一二月の一斉入隊組は、最初全国四カ所の海兵団に入団し、二等水兵として訓練を受けたのち予備学生・生徒に採用された（飛行科第一四期学生・第一

期生徒、兵科第四期学生・第一期生徒）が、今回の合格者は、それ以前に海軍予備学生に適用されていたように、兵としての訓練を経ずに直ちに基礎教程に入ることになった。

第一五期飛行科予備学生採用予定者は二回に分かれて土浦海軍航空隊に入隊した。一九四四年九月以前に大学予科・高等学校・専門学校を卒業していた三六〇名は九月八日に、それ以外の者約二〇〇名は九月三〇日に入隊した。また第二期予備生徒採用予定者約六〇〇名は三重海軍航空隊に、飛行要務学生約四五〇名は滋賀海軍航空隊に入隊した。⁽²⁵⁾

飛行科予備学生・生徒の教程は、基礎・練習機・実用機の三段階に分けられ、海軍軍人としての基礎的な教育（艇教育・短艇・棒倒し・座学など）を行う基礎教程は通常三〜四カ月で終了する。⁽²⁶⁾ところが、この飛行科第一五期学生・第二期生徒の基礎教程は一九四五年三月末まで約六カ月にわたって実施された。戦局が逼迫するなか、なぜこのような措置がとられたかについては、「採用人員の急激な増加に対し、教官・教員となるべき搭乗員の不足や、飛行訓練に必要な機材と燃料の不足により、やむなく基礎教程期間を延長し、さらには本土決戦の陸戦要員への充当を、意図したものと思われる」と説明する向きもある。⁽²⁷⁾飛行科予備学生・生徒として募集したものの、特攻隊などによる飛行機の損耗や燃料不足などにより、もはや搭乗員の養成は不可能な状況になりつつあった。

結局、第一五期学生のうち操縦専修は七月に福井県の浜四郷基地（三国町）や新保基地（新保村）などに移り、滑空機の操縦訓練を行っているなかで敗戦を迎えた。また偵察専修はやはり七月に横須賀海軍砲術学校館山分校に入校して陸戦訓練を受け、八月には各任地に向かったが、そのまま敗戦となった。また、第二期生徒の操縦専修は敗戦まで三重航空隊で滑空機の訓練を受け、偵察専修は横須賀海軍通信学校において通信士の訓

練を受け、七月に実施部隊に配属されて敗戦となった。

次の飛行科第一六期学生・第三期生徒は、以下の二つのルートから入隊してきた。その一つは、一九四四年一〇月二七日公布の海軍省告示第二八号によって募集が公表された兵科予備学生・生徒に志願して身体検査および筆答試験・口頭試問に合格した者のなかから、飛行要務に適するとされた約二二〇名である。彼らは一九四五年三月二五日に滋賀海軍航空隊に入隊した。⁽²⁸⁾

もう一つは、一九四五年二月九日公布の海軍省告示第二号で募集が公表された飛行科・兵科海軍予備学生・生徒に志願してきた者である。繰り返しになるが、この前日の二月八日公布の陸軍省令第六号および陸軍省告示第四号によって、従来入営が延期されていた文理科大学文科、高等師範学校文科、師範学校、青年師範学校などの在学者の延期が停止されていて、この海軍省告示はそうした者たちを主な対象としたものであった。これに志願した者は三月月上旬に試験を受け、合格者約一七〇名は先の入隊者に遅れること二カ月の五月末に同じく滋賀海軍航空隊に入隊した。⁽²⁹⁾

基礎教程は七月末に終了したが、もはや飛行機による訓練など全くなく、全員が陸戦要員となった。例えば、第三期生徒だった渡邊謙輔は、米軍の本土上陸を阻止するため神奈川県茅ヶ崎町の南湖院に移り、そこで訓練を受けたという。「敵の戦車が上陸して来たら、三人一組で迎え撃て、一人はキャタピラに背を丸めて跳び込め、肋骨で戦車が止まる、次は爆薬のつまった竹筒を抱えて戦車に体当たりしろ、次の一人は中に入って敵を倒せ。そういう原始的な訓練が繰返され、「必勝の信念を植えつけてやる」式の講話も増えた⁽³⁰⁾」と回想している。彼らはここで敗戦を迎えることになる。

(二) 兵科予備学生・生徒

兵科第五期予備学生・第二期生徒は、前述の第一五期予備学生・第二期生徒と同じ一九四四年三月一七日公布の海軍省告示第六号によって募集された。志願者は六月上旬に試験を受け、九月二〇日に大竹海兵団に入団した⁽³¹⁾。大竹で数学の学科試験などがあり、二四日に旅順にあつた予備学生教育部に向けて出発した。これに加えて台湾や中国大陸から同様に採用通知を受けて旅順に集合した者、さらに飛行科第二期生徒に採用されたが中途での適性検査に不合格とされた者一八〇名が旅順に合流した⁽³²⁾。また、飛行科第一五期学生に採用され、やはり中途の適性検査に不合格とされた約四〇〇名は武山海兵団で教育を受けていた。他に武山海兵団に入団した者を含めて、兵科第五期学生・第二期生徒の総数は、少尉任官時（一九四五年六月一日）で学生三一〇名、生徒七九四名で合計三九〇四名であつたとされる⁽³³⁾。

彼らは一九四五年二月末まで基礎教程を受けていたが、旅順で教官を務めていた辻村真弓の証言によると、一九四五年の一月の終わり頃、回天・震洋などの特攻兵器の課程に進む者の志願を募つたといふ⁽³⁴⁾。

基礎教程を終えた彼らは、三月一日から各専修に分かれてそれぞれの術科学校に移動して教育を受けた。各専修中最も数が多かつたのは一〇六八名の艦艇班で、次いで多いのが六四四名の対空班、六三一名の兵器整備班で、前期（兵科第四期学生・第一期生徒）で多かつた陸戦班は一八四名と少なかつた⁽³⁵⁾。これは、「もはや陸戦隊を展開して陸上戦闘を行う戦力が日本海軍には無く、むしろ本土決戦の陸上戦闘は陸軍にまかせ、海軍は水上・水上特攻兵器要員を重点に考えていた⁽³⁶⁾」からであると評されている。

実際彼らのなかには、三カ月間の術科学校における教育終了後、特攻訓練を受けるようになった者もいる。

旅順から長崎県の川棚に移って訓練を受けていた曾山皓は、そのまま川棚で震洋の訓練を受けたという。⁽³⁷⁾ また、同じく旅順から川棚に移り震洋の訓練を受けていた野崎輝彦は、「校も散り水ぬるむころ」回天搭乗員の募集があり、志願したという。⁽³⁸⁾ 野崎は七月に入って山口県の大津島に移り、そこで回天の訓練中に敗戦を迎えている。特攻以外に配置についた者は、各地の砲台や陸戦隊で第一線の指揮を執ったり、なかには通信学校を出て樺太の上敷香航空基地でモスクワ放送を傍受する任務に就いた者もいる。⁽³⁹⁾

続く兵科第六期学生・第三期生徒は、一九四四年一〇月二七日公布の海軍省告示第二八号で募集が公表され、これに志願してきた者たちである。試験に合格した採用予定者は、一九四五年三月二〇日に大竹海兵団に集合した。その人数はおよそ一千数百名と言われている。⁽⁴⁰⁾ 彼らは大竹で、水中特攻要員として潜水学校柳井分校に移動する者と、旅順の予備学生教育部で教育を受ける者とに分けられた。前者はその後、大竹本校に移って七月末まで基礎教程を受け、その後大竹と久里浜の対潜学校に分かれて敗戦を迎えた。⁽⁴¹⁾ 後者は、基礎教程の終了後川棚で震洋の訓練を受けることとされたが、七月二二日の旅順出發後変更になり、陸戦要員として横須賀砲術学校に移り、最終的には飛行科第一六期学生・第三期生徒と同様、神奈川県茅ヶ崎で敗戦を迎えることになった。⁽⁴²⁾

四 入隊者数

「はじめに」で述べたように、一九四三年二月の一斉入隊組については、入隊者数の調査はある程度進んでいるが、その後敗戦までの入隊者数については調査は必ずしも十分とは言えない。近年になっていくつかの

表2 1944年1月から敗戦までの入隊者数

学校名	1944年1月以後の入隊者	1943年12月の一斉入隊者	典拠
京都大学	1381	1983	京都大学大学文書館編『京都大学における「学徒出陣」調査研究報告書』第1巻、2006年
九州大学	592	691	九州大学百年史編集委員会編『九州大学百年史』第1巻、2017年
立教大学	497	658	老川慶喜・前田一男編著『ミッションスクールと戦争——立教学院のディレンマ』東信堂、2008年
法政大学	1457	1476	法政大学史委員会編『法政大学と出陣学徒（「法政大学と出陣学徒」事業報告書 上）』2017年
第三高等学校	91	78	拙稿「第三高等学校における「学徒出陣」」（『京都大学大学文書館研究紀要』第6号、2008年

・京都大学および第三高等学校については、1944年1月に徴集された朝鮮人・台湾人学徒を「1943年12月の一斉入隊者」に含めている。

大学で行われた調査を紹介すると【表2】のとおりである。比較のため、一九四三年一二月の一斉入隊組を併せて示したが、これで分かる通り第三高等学校や法政大学では、一九四四年一月以後の入隊者の方が上回るかあるいは匹敵する数となっている。これは、他の三大学に比べると、在学生の年齢がやや低いと思われる両校（法政大学は専門部・予科・航空工業専門学校を含んでいる）が、徴兵適齢引き下げの影響をより直接的に受けたからと考えられる。

調査した対象がまだ少ないのはつきりとは言えないが、こうした数字から見ると、一斉入隊組を送り出した全国の高等教育機関の一九四四年一月以後の入隊者は、一斉入隊者数とほぼ匹敵する数はあったのではないかと考えられる。

これに加えて、すでに述べたように一九四五年二月の改正で師範学校や高等師範学校文科の入営延期が停止されることになったので、これらの教育機関

から入隊した者もいる。しかし、その数値についての調査は管見の限り存在しない。ちなみに、一九四五年度に師範学校本科に在学していた男子生徒は二九五八九名、高等師範学校本科（理科を含む）は三二七一名、臨時教員養成所・実業学校教員養成所は三八九〇名、青年師範学校は八〇四五名、その他体育専門学校など教員養成諸学校は七五六名となっているが、これら四万五千名あまりの生徒のうち、（43）
 ただだけが戦争の最終段階で入隊したのか、現状では全く不明と言うほかない。

従って、以前筆者は一九四三年一二月の一斉入隊者を四万七千名前後と推測したが、それ以後の入隊を含めると、徴集猶予停止から敗戦までの入隊者数の合計は一〇万名を超えるのは間違いないと思われる。

【表3】に示したのは、京都帝国大学における一斉入隊組の学年以降、一九四二年四月から一九四五年四月までの入学者のうち、学部別入隊者数である。見てのとおり、一斉入隊では一九四二年四月・一〇月入学の経済学部以外の入隊率は五割から七割程度だが、一九四四年一月以後の入隊によって、入隊者の比率が跳ね上がっていく。特に一九四五年四月入学以外の経済学部や一九四三年一〇月・一九四四年一〇月入学の法学部では九割を超える。学徒出陣に関する「根こそぎ動員」は、この段階で完成したと言えるだろう。

おわりに

以上、限られた資料からではあるが、一斉入隊終了から敗戦までの間における学徒出陣についてたどってみたい。

徴兵適齢引き下げや、入営延期停止の拡大で、高等教育機関在学者の入隊が増加する一方、陸海軍の対応は

表 3 京都帝国大学入学者（1942年4月～1945年4月）中の入学者

入学年月	学部	入学者 合計	内地出身 入学者A	1943年 11月以前 入学者B	B/A	1943年 12月 在学C	1943年 12月 入学者D	D/C	1944年 1月以後 入学者E	入学前 入学者F	E+F/A	入学 年月日 不明	入学 合計G	G/A	
1942年4月	文	210	206	11	5.3%	132	84	63.6%	13	0	6.3%	0	108	52.4%	
	法	468	455	34	7.5%	407	308	75.7%	29	0	6.4%	4	375	82.4%	
	経済	302	296	25	8.4%	270	218	80.7%	31	0	10.5%	1	275	92.9%	
	理	98	97	8	8.2%	80	3	3.8%	4	0	4.1%	1	16	16.5%	
	医	156	146	3	2.1%	140	0	0.0%	5	0	3.4%	1	9	6.2%	
	工	385	368	19	5.2%	339	1	0.3%	17	0	4.6%	0	37	10.1%	
	農	166	164	14	8.5%	143	57	39.9%	11	0	6.7%	5	87	53.0%	
	小計	1785	1752	114	6.6%	1511	671	44.4%	110	0	6.4%	12	907	52.4%	
	1942年10月	文	262	254	5	2.0%	184	142	77.2%	10	2	3.9%	0	159	62.6%
		法	523	514	17	3.3%	469	323	68.9%	66	0	12.8%	36	442	86.0%
経済		282	275	3	1.1%	271	238	87.8%	19	0	6.9%	7	267	97.1%	
理		114	111	5	4.5%	81	0	0.0%	5	0	4.5%	0	10	9.0%	
医		169	160	7	4.4%	155	0	0.0%	2	0	1.3%	0	9	5.6%	
工		388	378	9	2.4%	369	0	0.0%	32	0	8.5%	2	43	11.4%	
農		167	166	8	4.8%	155	45	29.0%	22	0	13.3%	16	91	54.8%	
小計		1905	1858	54	2.9%	1684	748	44.4%	156	2	8.4%	61	1021	55.0%	
1943年10月		文	142	137	2	1.5%	133	71	53.4%	34	1	25.5%	0	108	78.8%
		法	524	498	3	0.6%	480	249	51.9%	164	1	33.1%	41	458	92.0%
	経済	289	277	5	1.8%	272	157	57.7%	97	1	35.4%	4	264	95.3%	
	理	134	128	0	0.0%	124	1	0.8%	8	0	6.3%	1	10	7.8%	
	医	176	171	1	0.6%	170	1	0.6%	1	0	0.6%	1	4	2.3%	
	工	387	379	1	0.3%	378	0	0.0%	5	1	1.6%	0	7	1.8%	
	農	151	149	0	0.0%	148	39	26.4%	24	2	17.4%	3	68	45.6%	
	小計	1803	1739	12	0.7%	1705	518	30.4%	333	6	19.5%	50	919	52.8%	

1944年10月	文	200	196	-	-	-	-	-	-	73	64	69.9%	0	137	69.9%
	法	525	518	-	-	-	-	-	-	214	266	92.7%	2	482	93.1%
	経済	296	285	-	-	-	-	-	-	128	139	94.0%	3	270	94.7%
	理	157	153	-	-	-	-	-	-	7	0	4.6%	2	9	5.9%
	医	216	214	-	-	-	-	-	-	0	0	0.0%	0	0	0.0%
	工	469	465	-	-	-	-	-	-	2	3	1.1%	1	6	1.3%
	農	168	168	-	-	-	-	-	-	33	10	25.6%	2	45	26.8%
	小計	2031	1999	-	-	-	-	-	-	457	482	47.0%	10	949	47.5%
	文	196	191	-	-	-	-	-	-	54	70	64.9%	1	125	65.4%
	法	447	428	-	-	-	-	-	-	141	222	84.8%	2	365	85.3%
経済	295	244	-	-	-	-	-	-	75	119	79.5%	4	198	81.1%	
理	149	141	-	-	-	-	-	-	3	0	2.1%	0	3	2.1%	
医	209	203	-	-	-	-	-	-	0	1	0.5%	0	1	0.5%	
工	462	449	-	-	-	-	-	-	1	2	6.7%	1	4	0.9%	
農	209	194	-	-	-	-	-	-	31	15	23.7%	1	47	24.2%	
小計	1967	1850	-	-	-	-	-	-	305	429	39.7%	9	743	40.2%	

・「入学前入隊」とは、高等学校在学中に入隊し、服役中に京大に入学した者のこと。
 ・京都大学文書館編「京都大学における「学徒出陣」調査研究報告書」第1巻、2006年、32頁より作成。

あまりにも場当たり的で、短い教育訓練期間と不十分な装備のまま本土決戦要員として彼らは配置されることになった。

実際には、一斉入隊組や、それ以前の卒業後入隊組と比べると、彼らのうち戦没した者の数は非常に少なかったと言っている。しかし、特攻の訓練に従事していた者も少なくなく、もし戦争が幾分でも長引いていたら、絶望的な戦局のなか戦死者数は激増していた可能性が高い。

そうした意味からも、「戦争末期の「学徒出陣」については更なる実態調査が求められるであろう。

(1) 「学徒出陣」とは、周知のように制度的な用語ではない。この言葉の初出が大本営海軍報道部所属の高戸顕隆によつて著された小冊子『学徒出陣』（毎日新聞社、一九四三年）であるとされる（蜷川壽恵『学徒出陣——戦争と青春——』吉川弘文館、一九九八年、二二頁）ことから分かるように、「学徒出陣」は一九四三年夏の海軍予備学生大量募集に学徒が応じるよう促すという明確な目的意識をもった用語であった。それが、同年一〇月の「在学徴集延期臨時特例」による在学徴集猶予停止とそれに伴う一二月の学徒の陸海軍への一斉入隊にあたって、新聞等のメディアで頻出するようになったものである。その意味では、歴史用語として使用するのは適当でないかもしれないが、すでに広く定着した用語であることと、当時の状況を示す用語であるという理由からそのまま用いることにする。なお、煩雑であるため本文では「」を用いないことにする。

(2) 拙稿「徴集猶予停止に関するいくつかの問題について」『京都大学文学書館研究紀要』第一四号、二〇一六年。

(3) 例えば、森岡清美『決死の世代と遺書 太平洋戦争末期の若者の生と死』補訂版、吉川弘文館、一九九三年、同『若き特攻隊員と太平洋戦争 その手記と群像』吉川弘文館、二〇一一年（初刊一九九五年）、大貫恵美子『学徒兵の精神誌 「与えられた死」と「生」の探究』岩波書店、二〇〇六年、岡田裕之『日本戦没学生思想（わだつみのこえ）を聴く』法政大学出版社、二〇〇九年、など。

(4) 陸軍省「徴兵適齢の引下げ」『週報』三七六号、一九四四年一月五日、一四頁。

(5) 『帝國議會衆議院議事速記録72』東京大学出版会、一九八五年、二二七頁。

(6) 同前、二二九頁。

(7) 防衛庁防衛研修所戦史室『戦史叢書 海軍軍戦備（2）開戦以後』朝雲新聞社、一九七五年、二一九頁。これに対して海軍省は「現下の戦局は極めて重大である。一度低下した適齢の復帰時期を云々し、又は低下に際し成年を一基準とする現行諸法規との調節等を過度に顧念するときはついに戦機を逸するに至ることを憂慮する」（同、二二〇頁）

と反論していた。

(8) その前の一九四四年五月二四日に「入営(召集)ヲ延期スベキ学校及入営(召集)ヲ延期スベキ期間」(陸軍省告示第二一号)が公布され、前述の陸軍省告示第五四号に取って代わったが、これは従来主に学校の種別で陸軍大臣指定の学校(学科)を示していたのを、個別学校(学科)の名称をすべて記すようにした改正であって、規定している内容は原則として変化していない。

(9) 本省令における「臨時教員養成所」以下は、前掲一九四三年一月一三日公布の陸軍省令第五四号と若干異なっている。具体的には、「実業学校教員養成所」が削除され、「青年学校教員養成所」が「青年師範学校」となっている。後者については、一九四四年二月一六日公布の師範教育令改正によって、青年学校教員養成所に代わって青年師範学校が設置されたからである。前者の、なぜ実業学校教員養成所が削除されたのかは不明である。

(10) 『朝日新聞』一九四五年二月八日付。

(11) これらの学校の延期が停止されるのは、右の新聞記事によると「これらのなかには名目だけで理工系の実質が具備してゐない学校が相当ある」ためであるとされた。なお、これはその旨条文中で明記されたわけではなく、告示の附則に列挙しないことで示したものである。例えば、一九四四年四月に設置された法政大学航空工業専門学校は入営延期が停止され、在校していた保田英男は一九四五年八月に入隊している(法政大学史委員会編『学徒出陣証言集』(『法政大学と出陣学徒』事業報告書 下)第二分冊、二〇一八年、一〇六頁)。

(12) 例えば、栃木師範学校では「(一九四五年——引用者)四月一日から師範学校の入営延期が取りやめになり、在学中といえども軍に召集されることになった。本科二、三年で応召する者が次々と出た」(宇都宮大学教育学部史編纂委員会編『宇都宮大学教育学部百十五年史』一九八九年、一九三頁)。一方、百年史編纂委員会編『百年史 千葉大学教育学部』(一九八一年)に、「在学徴集延期臨時特例」に関連して師範学校および青年師範学校には入営延期措置が執られていたとして、さらに「昭和二十年二月八日の陸軍省令は、右の入営延期措置を廃止したが、現在在学中の

者には廃止の処置はしないという付則によって、結局、入営延期のまま終戦の日を迎えたのである」(同書、四一八頁)とある記述は正確ではないことになる。

(13) 陸軍省「特別甲種幹部候補生について」『週報』三九四号、一九四四年五月一〇日、一二頁。

(14) 『朝日新聞』一九四四年五月七日付朝刊。

(15) 同前。その後の新聞報道で筆記試験は取り止めて口頭試験のみを行うことになったと報じられた(『朝日新聞』一九四四年六月一〇日付朝刊)。

(16) 豊橋第一陸軍予備士官学校特別甲種幹部候補生第一期生『鎮魂』一九九五年、四二―一九一頁。

(17) 例えば、一九四五年八月に広島で原爆のため死亡した藤田克司は三重高等農林学校卒業のち大蔵省専売局に就職、その後豊橋第一予備士官学校に入校している(前掲『鎮魂』一五一頁)。また、専修大学専門部を一九四四年九月に卒業した川島東は国鉄に就職し、その後すぐ前橋陸軍予備士官学校に入校している(専修大学編『専修大学史資料集 第七巻 専修大学と学徒出陣』二〇一五年、一四一頁)。

(18) 前橋特甲幹刊行委員会編『前橋特甲幹 わが青春の相馬ヶ原』一九八七年、一七頁。

(19) 前掲『学徒出陣証言集』(『法政大学と出陣学徒』事業報告書 下) 第二分冊、二八四頁。

(20) 前掲『前橋特甲幹 わが青春の相馬ヶ原』九二頁。

(21) 同前、五六頁。

(22) 前掲『鎮魂』五六頁。

(23) 前掲『鎮魂』二二頁。

(24) 学徒兵懇話会編『新編 検証陸軍学徒兵の資料』二〇〇〇年、二〇八頁。以下特操に関する記述は同書に拠っている。

(25) 小池猪一編著『海軍予備学生・生徒』第一巻、国書刊行会、一九八六年、一六八頁。なお、要務とは飛行科第一三

- 期学生から養成されるようになったもので、飛行機には搭乗せず、航空戦・哨戒などの計画立案、飛行のための人員・資材の整備、飛行機の補充・修理の連絡、搭乗員の人事記録・戦闘詳報の作成、敵情収集などの事務処理一切を担当した。
- (26) 一九四三年一〇月入隊の飛行科第一三期学生で理工系、師範系の学校卒業者などは、少しでも早く実戦に配備されるよう基礎的な座学は省略されて、わずか二カ月で基礎教程を終了した(拙稿「一九四三年夏の大量動員——「学徒出陣」の先駆として——」、『京都大学文学書館研究紀要』第一六号、二〇一八年、八頁)。
- (27) 海軍飛行科予備学生・生徒史刊行会『海軍飛行科予備学生・生徒史』一九八八年、五〇頁。
- (28) 同前、五〇頁。
- (29) 前掲『海軍予備学生・生徒』第一巻、一九三頁。
- (30) 前掲『海軍飛行科予備学生・生徒史』三四〇頁。ここに出てくる南湖院とは、一八九九年に茅ヶ崎町の海岸沿いに設けられた結核療養所であったが、一九四四年秋には敷地の一部を海軍砲術学校に貸与し、さらに一九四五年五月には完全に同校に買収された(茅ヶ崎市史編集委員会編『昭和二〇年の茅ヶ崎』二〇一五年、四〇頁)。
- (31) 旅魂編集委員会編『旅魂 旅順海軍予備学生教育部兵科五期学生二期生徒の記録』一九九四年、四五・五〇頁。
- (32) 同前、五四頁。
- (33) 同前、六八頁。
- (34) 同前、一七頁。
- (35) 小池猪一編著『海軍予備学生・生徒』第二巻、国書刊行会、一九八六年、一二二頁。兵科第四期学生・第一期生徒の専修別人数は、対空一〇七〇名、艦艇一〇五八名、陸戦六五一名の順となっていた(同書、八九・一〇九頁)。
- (36) 同前、一二二頁。
- (37) 前掲『旅魂』二四四頁。

- (38) 同前、三二五頁。
- (39) 同前、三〇九頁。
- (40) 入江知巳・千葉俊壹編『旅順』回想 旅順海軍予備学生教育部 兵科第六期学生・第三期生徒の回想録』一九九八年、八三頁。
- (41) 同前、二八三頁。
- (42) 同前、九〇・九三頁。
- (43) 文部省『学制百年史 資料編』一九七二年、四六一～四六九頁。